

## 1. 法人税

- ❖ **2015年1月1日より前に支援工業製品製造に投資した企業は法人税の優遇措置を受けることができます。**

2021年6月4日、政府は支援工業製品製造プロジェクトに対する法人税の優遇に関する政令・第218/2013/NĐ-CP号（政令・第12/2015/NĐ-CP号において訂正、補足された）の第20条2項g号の補足事項についての政令・第57/2021/NĐ-CP号を発行しました。

具体的には、2015年1月1日より前に支援工業製品製造の投資プロジェクトがあった企業はこのプロジェクトからの収入が法人税の優遇措置をまだ受けていない場合、支援工業製品製造プロジェクトの条件に従って管轄当局によって支援工業製品製造の優遇証明書が発行された課税期間から法人税の優遇装置を受けることができます。

その他、企業は他の優遇条件で、法人税の優遇を全て受けた場合、支援工業製品製造プロジェクトの条件に従って管轄当局によって支援工業製品製造の優遇証明書が発行された課税期間からの残りの期間に対して、法人税の優遇装置を受けることができます。

残りの優遇期間は、他の優遇条件で税率優遇免税年数、減税年数、優遇税率を受けた年数を差し引いた支援工業製品製造のプロジェクト条件による法人税優遇期間によって確定されます。

## 2. 付加価値税

- ❖ **通達・第40/2021/TT-BTC号は個人経営に対する付加価値税、個人所得税を案内します。**

2021年6月1日、財務省は個人経営、個人事業主に対する付加価値税、個人所得税及び税務管理の案内について、2021年8月1日以降有効となる通達・第40/2021/TT-BTC号を発行しました。

それによると、本通達に添付されて発行されているのは個人企業、個人事業主に対しての売上上の%の比率による個人所得税と付加価値税の課税業界のリストです。

特に資産を貸す個人、個人経営は最高総税率10%の対象になります（付加価値税5%及び個人所得税5%）。

**留意：**上記のサービスの事業を行っている個人企業、個人事業主は暦年での売上が1億ドン未満である場合、付加価値税及び個人所得税を納税する必要がありません。

- ❖ **付加価値税法を案内する通達・第219/2013号を訂正する通達・第43/2021/TT-BTC号**

2021年6月11日、財務省は付加価値税法のいくつかの条項を詳しく規定し、実施案内する2013年12月18日の政府発行の政令・第209/2013/NĐ-CP号及び付加価値税法を実施する為の2013年12月31日の財務省発行の通達・第219/2013/TT-BTC号の第10条11項(đã được sửa đổi, bổ sung tại Thông tư số 26/2015/TT-BTC ngày 27 tháng 2 năm 2015 của Bộ Tài chính 2015年2月27日の財務省発行の通達・第26/2015/TT-BTC号に修正、補足された)、の修正、補足について、2021年8月1日以降有効となる通達・第43/2021/TT-BTC号を発行しました。

それによると、医療設備、器具（専用の医療機器および器具を含む）は5%の付加価値税が課せられます。

## 3. 個人所得税

- ❖ **外国人専門家が滞在する為の住居購入費用は個人所得税の課税対象となります。**

2021年6月7日付のハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第20214/CTHN-TTHT号、会社の住居を利用する外国人に対する個人所得税対策について。

通達・第92/2015/TT-BTC号の第11条2項に従って、会社が外国人専門家がベトナムでの出張期間中に滞在する為の住居を購入した場合、合意された給与に家賃が含まれない、会社が専門家への宿泊施設を手配する責任がある場合、減価償却費、電気料金、水道料金および付随サービス（ある場合）の費用は外国人専門家の課税所得に計算される必要があります。

これらの費用（減価償却費、電気料金、水道料金等）は外国人専門家が住居を実際に利用する期間に対応する課税所得に計算する必要があります。

#### 4. インボイス

##### ❖ 運送サービスに対するインボイスの発行時期

2021年6月8日付のハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第 20376/CTHN-TTHT 号、運送サービス、商品配達に対するインボイスの発行時期について。

それによると、組織、個人事業である購入者に商品配達サービスを提供し、運送、商品配達分野の事業を頻繁に行っている会社の場合、会社はサービス提供活動が発生した月の最終日にインボイスを発行することができます。

2011年3月14日の財務省発行の通達・第 32/2011/TT-BTC 号の第 3 条 3 項に従って、会社は電子領収書に販売した商品の項目トを十分に作成し、必要な時に電子領収書に含まれる情報にアクセスし、完全な形式で利用できるという原則を保証しなければなりません。

#### 5. 労務

##### ❖ 新型コロナウイルス感染症（Covid 19）により業務停止中の賃金に関する規定

Covid-19 の感染を防ぐための対策の実施により、業務停止中の賃金に関する規定の実施について、2021年6月14日付のホーチミン労働連盟のオフィシャルレター・第 420/LĐLĐ-CSPL 号。

2019 年労働法の第 99 条 3 項に基づき規定する：

“...3. 雇用者の過失によらない電気、水に関する事故の場合、又は天災、火災、危険な疫病、戦災、管轄国家機関の要求による事業拠点の移動による場合、又は経済的理由による場合、両当事者は、次のとおり、業務停止中の賃金について合意する：

- a) 業務停止が 14 営業日未満の場合、業務停止中の賃金は最低賃金額より低くないものとして合意される。
- b) 14 営業日を超えて業務停止をする場合、業務停止中の賃金は両当事者の合意によるが、14 営業日分の業務停止中の賃金は、最低賃金額より低くないものを確保しなければならない。

それによると、労働者は 2020 年 3 月 31 日、政府発行の首相指示・第 16/CT-TTg 号により社会的隔離措置の実施、もしくは管轄当局の決定に従って、居住地、宿泊施設、輸出加工区、工業団地、企業などで隔離措置により仕事を停止しなければならない労働者は、上記の規定に従って業務停止中の賃金を受け取れるケースとなります。

14 営業日を超えて業務を停止しなければならない場合、労働組合は労働者が困難を克服するために、企業への業務停止中の賃金の支払いを支援することを労働者と共に積極的に行動、交渉します。

**お問い合わせ：**

**KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED**

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

[tran.mai.tuong.vy@kmc.vn](mailto:tran.mai.tuong.vy@kmc.vn)

Nguyen Van Mui

[nguyen.van.mui@kmc.vn](mailto:nguyen.van.mui@kmc.vn)

(日本語)

Le Quoc Duy

[le.quoc.duy@kmc.vn](mailto:le.quoc.duy@kmc.vn)

Nguyen Thi Thao Uyen

[nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn](mailto:nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。  
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。